

保護者 各位

茨城県立真壁高等学校長 菊池 克明

青少年の深夜外出制限について（依頼）

時下、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、例年全国各地で18歳未満の青少年が夜間に事件に巻き込まれるケースが後を絶ちません。その事例は、恐喝、傷害、わいせつ、拉致・監禁、殺人等多岐に渡っています。このような事件から青少年を保護・育成するために、全国の都道府県において、「青少年の健全育成に関する条例」等が制定されています。これらの条例により下記のとおり、青少年が深夜（午後11時～午前4時）に外出することは厳しく制限されています。保護者の皆様にはこの「青少年の健全育成に関する条例」をふまえ、子どもを非行や犯罪から守るために、深夜の外出を認めないようご協力をお願いいたします。

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（抜粋）

（深夜外出の制限）

第33条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。）に外出させないよう努めなければならない。

- 2 何人も、正当な理由がなく、保護者の委託又は承認を受けないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第34条 興行者（規則で定める興行場に係る者に限る。）及び設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業で規則で定めるものを行う者（以下この項及び次項において「興行者等」という。）は、深夜において、当該興行者等に係る興行場又は営業を行う場所に青少年を入場させてはならない。

- 2 興行者等は、深夜において営業を行う場合は、当該営業を行う場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁止する旨の掲示をしなければならない。

※「特別な事情」には、一般的に次のような事項が該当します。

- 1 夜学、夜勤、塾等で外出する必要がある場合
- 2 火災、急病等の緊急事態の場合
- 3 指導者のもと行われるスポーツ等の合宿、ナイトウォークラリー等に参加する場合
- 4 慣習として深夜に行われる祭礼、盆踊り、年越しの初詣など青少年の健全育成に役立つもの（これらの行事を理由として実質的に単なる遊興や飲食が深夜に及ぶにすぎない場合は、「深夜外出の制限の例外」には該当しません。）

※ 「興行場又は営業を行う場所」には次のような場所が該当します。

映画館、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ等